

<様式>

環境省 総合環境政策局 環境経済課 税制改正要望 意見募集担当 宛て

平成24年度 税制改正要望に関する御意見の募集について

提出者名  (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も御記入ください。)	提出者:「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 担当者:足立治郎(JACSES 事務局長)
住所  (企業・団体の場合は所在地)	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401
電話番号	03-3556-7323
FAX 番号	03-3556-7328
電子メールアドレス	jacsес@jacsес.org

<御意見>

提出者名	「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
題目	地球温暖化対策のための税／炭素税／環境税の導入
【御意見の内容】	
i)種別	<p>①新しい税制措置に係るもの</p> <p>②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>※どちらかに○印を付してください。</p> <p>ただし、石油石炭税等の既存の税制措置を改革する形での地球温暖化対策のための税／炭素税／環境税の導入を否定するものではない。</p>
ii)税目	<p>①国税 (税目:地球温暖化対策のための税／炭素税／環境税)</p> <p>②地方税 (税目: )</p> <p>ただし、地球温暖化対策のための税／炭素税／環境税の一部を地方税として導入することを否定するものではない。</p>
iii)関係法律条項	石油石炭税法
iv)御意見の詳細	<p><b>1. 地球温暖化対策のための税／炭素税／環境税の導入</b></p> <p>CO2 排出量に応じて課税し、価格インセンティブ効果で削減を促す、公平で実効性のある地球温暖化対策のための税／炭素税／環境税(以下、炭素税)を、大震災・不況を理由に導入を先延ばしするのではなく、制度設計を練り上げ、早急に導入されたい。</p> <p><b>2. 炭素税の制度設計のあり方</b></p> <p>昨年末の現政権による炭素税導入方針決定は画期的だが、政府案の中身は、以下の通り、改善を求められる。</p> <p>①課税率の強化</p> <p>政府案は課税率が低い。価格インセンティブ効果発揮のため、税率強化が必要である。(ただし、低所得者層の過度な負担増や失業増加を避けるための制度設計の工夫が必要である。)</p> <p>②減免・還付措置の精査</p> <p>減免・還付措置は、CO2 削減効果をいたずらに減じてしまうことが懸念され、課税対象者との不公正も危惧される。政府案の減免・還付措置に関し、公平性と効果の確保の観点から、その内容の精査、および、必要性に関するより詳細な説明が必要である。</p> <p>③税収中立型制度の検討</p> <p>政府案のように、税収を全て地球温暖化対策に充てれば、補助対象の</p>

製品を購入する資金力がある方が得をする制度となる可能性が高い。平均より CO2 排出が少ない生活をしてきている人々(所得の少ない世帯が多い)がトータルで減税となり、金銭面でも報われるようにすることも重要である。低所得者対策・経済雇用対策として、税収を、社会保険料の減額(社会保障財源)や法人税・所得税の減税に充てる税収中立型の制度とすべきである(欧州導入国では一般的)。

#### ④税収が充てられる予算の精査の仕組み強化

2010 年の政府案では、税収使途として温暖化対策に重点的に充てることにしている。税収の一部を温暖化対策に充てることも重要であるが、税収の全てを温暖化対策に充てることは、不公正なロビー活動を増加させたり、非効率な予算を増やす懸念もある。

民主党政権は、税金の無駄遣い削減と特別会計改革を掲げてきた。昨年の事業仕分けでも、年 1 兆円規模の温暖化対策予算の少なからずが問題となり、エネ特会に課題があることが示された。これは、2003 年の石油石炭税創設以降、エネ特会の中で増額されてきた経産省と環境省所管の温暖化対策予算に、課題があるものが含まれてきたことを意味する。炭素税の税収が充てられる温暖化対策予算の精査の仕組み強化が必須である。

そこで、昨年末、経産省は炭素税の税収はエネルギー対策特別会計(以下、エネ特会)を通じエネルギー起源 CO2 排出抑制に真に必要な対策に充当すべきとした上で、同特会エネルギー需給構造高度化対策について「無駄な事業や重複事業の排除」を掲げ、12 年度予算から、経産省・環境省の政務三役や有識者で構成される事業選定会議を新設し、予算を精査・選定するとした。<sup>\*1</sup>

経産省が示した以上の仕組みは、従来より予算精査の点で改善が見られるものの、抜本改革につながるかは疑問が大きい。炭素税の税収を温暖化対策に充てるとしても、一般会計に入れ、各省庁が予算要求し、十分な精査を経るのがあるべき姿と考える。税収をエネ特会に入れるなら、より踏み込んだ予算精査の仕組みを示す必要がある。

具体的には、予算構築の段階も含め、経産省・環境省メンバーや両省の選定した有識者以外の方も含む第三者が、客観的に精査・取捨選択する制度構築が必要である。

なお、エネ特会・温暖化対策予算の課題を鑑みれば、炭素税の導入実現の有無にかかわらず、予算精査のためのさらなる制度構築が推進されるべきである。少なくとも事業選定会議の設置は必要である。

<sup>\*1</sup> 経済産業省「平成 23 年度税制改正について(参考資料)」(2010 年

	12月)
v) 措置を必要とする期間	気候が安定化し、気候変動への対処が完結するまでの期間
vi) 理由(必要性・妥当性)	<p><b>1. 炭素税導入による気候変動対策強化、フリーライダー防止</b></p> <p>温室効果ガス半減社会に向け、日本は 80-90%削減が必要である。自主行動計画は、甘い目標設定をする業界や参加しない企業・個人に効果がない。国内排出量取引制度は、大規模排出者向けの政策。補助金や租税特別措置も、全ての排出源をカバーできない。炭素税こそ、フリーライダーを防ぎ、他の政策ではインセンティブを与えることが難しい対象も含め、あらゆる CO2 排出者に価格インセンティブ効果で削減を促すことが可能な、極めて効果的な政策である。</p> <p><b>2. 制度設計を工夫した炭素税の早期導入による、環境・経済・社会への好影響の可能性</b></p> <p>炭素税の検討において、国内排出量取引制度や再生可能エネルギー全量買取制度の全体としての効果と費用・負担を明示してから導入すべき、という意見がある。確かに、ポリシーミックスの全体像を鑑みることは重要だが、その構築には時間を要する可能性もある。気候変動対策の緊急性や環境税のみならず環境・経済・社会への好影響の可能性を鑑み、制度設計を工夫し、環境税だけでも導入を急ぐべきである。</p> <p>また、国内排出量取引制度の構築に時間を要する／困難な場合にも、炭素税を先に導入しておくことで大規模排出者の削減を促すことができる。その際、意欲的な排出削減「協定」を政府と結ぶ企業／事業者への炭素税率を軽減することで、炭素税の排出削減量を確定できない短所を補い、一定の排出削減量を担保することも考えられる。そして、効果的な国内排出量取引制度の構築ができた段階で、排出量取引対象業種に対する炭素税軽減を行うなど、炭素税は柔軟な運用が可能である。(なお、産業界の自主行動計画／低炭素社会実行計画は、政府と企業との協定へと移行させることが必要。)</p> <p><b>3. 炭素税収の気候変動対策予算・租税特別措置への充当による、気候変動対策の推進・世界の気候変動対策に貢献</b></p> <p>税収を効果的な気候変動対策に充てることは、日本の気候変動対策技術・製品の開発・普及が期待できる。これにより、日本の気候変動対策技術・製品力を高め、日本のビジネスを強くしつつ、世界の気候変動対策に貢献できる可能性を広げることになる。</p>
vii) 効果(期待される効果・税収の)	<p><b>1. CO2 排出削減</b></p> <p>炭素税は、小口の排出者も含め、あらゆる CO2 排出者に漏れなく課す</p>

減収見込額)	<p>ことができ、フリーライダーを防ぎ、価格インセンティブ効果で、努力していない企業・個人も含め、排出削減を促すことができる。増税になるために税率を高くできない制度に比較し、中税率で税収を還元する「税収中立型」は、インセンティブ効果を最大にできる制度である。</p> <p><b>2. 経済・雇用活性化</b></p> <p>日本では炭素税というと、産業に負の影響を与える可能性が強調されることが少なくない。震災により、経済の落ち込みが見込まれる中、炭素税導入を先延ばしにすべき、との意見も出されている。しかし、欧州導入国は、ビジネスを弱めてまで導入しようとしているのではなく、低炭素型産業を育てよう、と意図している。炭素税は、制度設計の工夫(税収中立としCO2削減に努力する企業や個人に負担減にすることもでき、国際競争にさらされる産業については軽減措置により国際競争力を維持・強化することも可能)により、温暖化防止に努力する企業や個人が得をし、省エネ設備・機器等のマーケットを広げ、技術開発を促し、国際競争力強化・経済活性化・雇用拡大に大きな力となりえる。</p> <p><b>3. エネルギーセキュリティー向上</b></p> <p>化石燃料の輸入量を削減し、エネルギーセキュリティーを向上できる。</p> <p><b>4. 日本の税金・資産の海外流出削減</b></p> <p>国内CO2削減が進むことにより、海外からの排出枠購入による日本の税金・資産の海外流出を削減する。</p> <p><b>5. 省庁・政治に対する信頼向上</b></p> <p>有権者の税金への不信感が強い現状で、これまでの延長線上で増税し、税収をエネ特会に単に組み入れるだけでは、有権者の納得を得にくい。予算精査の仕組み構築は、省庁・政治への信頼を高める上で、極めて重要である。</p>
viii) その他参考となる事項	<p>炭素税の制度設計に関しては、以下のURLで示す炭素税研究会の制度設計提案を参照されたい。</p> <p><a href="http://www.jacsces.org/paco/carbon/carbontax_Ver6_070430.pdf">http://www.jacsces.org/paco/carbon/carbontax_Ver6_070430.pdf</a></p>

提出者名	「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
題目	石油石炭税の改革
<b>【御意見の内容】</b>	
i)種別	<p>①新しい税制措置に係るもの</p> <p>②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>※どちらかに○印を付してください。</p>
ii)税目	<p>①国税 (税目:石油石炭税 )</p> <p>②地方税 (税目: )</p>
iii)関係法律条項	石油石炭税法
iv)御意見の詳細	<p><b>1. 石油石炭税の課税面の見直し</b></p> <p>石油石炭税の税率見直しにより、石炭への課税を強化することが重要である。政府案のように、石油石炭税の課税標準にCO2排出量を組み込みつつ、炭素税を導入することも一案である。(ただし、その場合、税収活用のあり方の見直し/精査が必要。精査の仕組みの詳細については、題目「地球温暖化対策のための税/炭素税/環境税の導入 iv 御意見の詳細 ④税収が充てられる予算の精査の仕組み強化」をご参照ください。)</p> <p><b>2. 石油石炭税の税収活用のあり方の見直し</b></p> <p>原子力・エネルギー政策の見直しが課題となっているが、税収が原子力・エネルギー予算に充当されている石油石炭税の税収活用のあり方・エネ特会のあり方・エネルギー予算の決定の仕方の見直しが必要である。</p> <p>エネルギー補助金のあり方や地方と国の税源配分のあり方も、再検討の重要テーマとなる。分散型エネルギー推進には、地方行政の独自性・裁量に任せる部分を増やすことが重要であり、石油石炭税の税収を地方分に移していくことも検討すべきである。</p>
v)措置を必要とする期間	気候が安定化し、気候変動への対処が完結するまでの期間
vi)理由(必要性・妥当性)	<p><b>1. 石油石炭税強化による温室効果ガス削減</b></p> <p>既存のエネルギー税は必ずしも地球温暖化対策を目的として導入されてきたわけではないが、課税面でCO2排出を抑制する価格インセンティブ効果が働いており、地球温暖化対策に重要な位置を占めている。経済停滞が進む昨今も、欧州諸国ではエネルギー税のさらなる引上げを決めている。日本も、地球温暖化に対処するために、石油石炭税を含むエネルギー課税を全体として強化する必要がある。(エネルギー課税強化に際し、国際競争の只中にある企業等に対する軽減措置の設計が重</p>

	<p>要。ただし、軽減措置は温室効果ガス削減効果を弱めてしまうので慎重な検討を要する。)</p> <p><b><u>2. 石油石炭税の税収活用のあり方の見直しによるプロセスの民主化・地域の特色を生かした分散型エネルギーの推進</u></b></p> <p>エネ特会を通じ、石油石炭税の税収の多くが原子力・エネルギー予算に充当される一方、予算決定プロセスが極めて不透明、との批判も強い。また、原発事故・火力発電所停止・計画停電実施は、分散型エネルギーの重要性を広く知らしめた。分散型エネルギーの推進には、地域の特色を生かす仕組みづくりが必要である。</p>
<p>vii) 効果(期待される効果・税収の減収見込額)</p>	<p><b><u>1. CO2 排出削減・原子力による環境負荷削減</u></b></p> <p><b><u>2. 経済・雇用活性化</u></b>(特に、分散型エネルギー推進による地域経済・雇用活性化)</p> <p><b><u>3. エネルギーセキュリティー向上</u></b></p> <p><b><u>4. 日本の税金・資産の海外流出削減</u></b></p> <p><b><u>5. 省庁・政治への信頼向上</u></b>(特に、エネ特会改革の実施による信頼向上)</p>
<p>viii) その他参考となる事項</p>	

提出者名	「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
題目	電源開発促進税の改革
<b>【御意見の内容】</b>	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:電源開発促進税 ) ②地方税 (税目: )
iii)関係法律条項	電源開発促進税法
iv)御意見の詳細	<p><b>1. 炭素／エネルギー税の検討も含む、電源開発促進税・電力課税の見直し</b></p> <p>福島原発事故に起因する巨額の賠償金を含むコストは、電力会社のみならず、政府が負担する可能性がある。政府の支払うコストの多くは、最終的に納税者が負担することになる。政府が納税者に負担をお願いするコストは、原子力発電に起因するものである。</p> <p>福島原発事故・電力不足に対応するため、電力課税を強化する場合、既存の電源開発促進税を単に増税するのではなく、地球温暖化対応の必要性和原子力発電の様々な環境・社会コストを鑑みれば、化石燃料と原子力発電への課税を強化し、自然エネルギーには免税とする「炭素／エネルギー税」の導入を検討すべきである。</p> <p><b>2. 電源開発促進税の税収活用のあり方の見直し</b></p> <p>原子力・エネルギー政策の見直しが課題となっているが、エネ特会を通じ税収の多くが原子力・エネルギー予算に充当される電源開発促進税の税収活用のあり方・エネ特会のあり方・エネルギー予算の決定の仕方の見直しが必要である。</p> <p>エネルギー補助金のあり方や地方と国の税源配分のあり方も、再検討の重要テーマとなる。分散型エネルギー推進には、地方行政の独自性・裁量に任せる部分を増やすことが重要であり、電源開発促進税の税収を地方分に移していくことも検討すべきである。</p>
v)措置を必要とする期間	気候が安定化し、気候変動への対応が完結するまでの期間 原子力発電によりもたらされる環境・社会コストへの対応が必要とされる期間
vi)理由(必要性・妥当性)	<p><b>1. 電源開発促進税・電力課税の見直し、炭素／エネルギー税の検討</b></p> <p>震災・原子力事故・電力供給不安を契機に、電力課税強化が日本で議論の俎上にのぼっている。これは、これまでの電力利用が福島原発問題につながったこと、電力利用の削減が要請されていることを鑑みれば、</p>

	<p>合理性を有する側面がある。</p> <p>一方欧州では、これまでも気候変動対処のための環境税(炭素税)導入と連動する形で電力(エネルギー)課税を強化する「炭素／エネルギー税」に関する議論がなされてきた。気候変動対処のため化石燃料への課税を強化すると、原子力発電や大規模ダム水力発電といった環境負荷の高い発電方式にインセンティブを与えてしまう側面がある。化石燃料への環境税導入と同時にそれらの発電方式による電力への課税を強化すれば、そうした問題に対処することができる。欧州の環境税導入国のいくつかは、実際に、環境税導入・強化とともに、原子力発電も含む電力への課税を強化しつつ、環境負荷が低いと考えられる再生可能エネルギーへの減免を行う税制改革を実施してきている*2。(一方日本では、こうした議論はこれまで活発でなく、昨年の政府環境税案策定過程でも、原子力の環境負荷・コストに関する議論や、炭素／エネルギー税に関する議論はほとんどなされなかった*3。)</p> <p>*2 例えば、ドイツは1999年の環境税制改革時に、化石燃料への課税(鉱油税)強化とともに、電気税を導入。再生可能エネルギー発電による電気は、電気税を免除とした。</p> <p>*3 ただし、「2005年 民主党マニフェスト政策各論」には、「(2)地球温暖化対策税を創設します。」の中に、「電力については、現在の電源開発促進税を一部組み替えて課税する炭素／エネルギー税とします。」と記されていた。</p> <p><b>2. 電源開発促進税の税収活用の方の見直しによるプロセスの民主化・地域の特色を生かす仕組みづくり</b></p> <p>エネ特会を通じ、電源開発促進税の税収の多くが原子力・エネルギー予算に充当される一方、予算決定プロセスが極めて不透明、との批判が強い。また、原発事故・火力発電所停止・計画停電実施は、分散型エネルギーの重要性を広く知らしめた。分散型エネルギーの推進には、地域の特色を生かす仕組みづくりが必要である。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力による環境負荷削減・CO2 排出削減</li> <li>2. 経済・雇用活性化(特に、分散型エネルギー推進による地域経済・雇用活性化)</li> <li>3. エネルギーセキュリティー向上</li> <li>4. 省庁・政治への信頼向上(特に、エネ特会改革の実施による信頼向上)</li> </ol>
viii)その他参考となる事項	

提出者名	「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
題目	自動車燃料諸税の改革(自動車燃料諸税の炭素税/環境税/地球温暖化対策税化の可能性も含む。)
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:揮発油税、地方揮発油税、租税特別措置 ) ②地方税 (税目:軽油引取税 )
iii)関係法律条項	揮発油税法、地方揮発油税法、租税特別措置法(第八十八条) 地方税法(第百四十四条)
iv)御意見の詳細	1. 自動車燃料諸税の税率の維持・強化 CO2 排出削減の価格インセンティブ効果維持・強化のため、自動車燃料への税率は維持・強化すべきである。  ①もし現行の自動車燃料諸税の暫定税率を廃止する場合には、それと同時に少なくともその税率を下回らない炭素税を導入すべきである。  ②炭素税導入が間に合わない場合は暫定税率を廃止すべきでない。  現在の経済・雇用状況において、生活コストの引き下げや地域経済の活性化のための生活者の負担軽減を行うことも重要である。ただし、その方法は、CO2 排出増につながる自動車燃料税の税率を下げるのではなく、社会保険料の軽減や所得税・法人税の減額を行うなど、CO2 排出と直接関係ない/ 気候変動対策強化と矛盾のない形とすべきである。
v)措置を必要とする期間	気候が安定化し、気候変動への対処が完結するまでの期間
vi)理由(必要性・妥当性)	1. <u>自動車燃料諸税の税率の維持・強化によるCO2 の排出増加防止・排出削減</u> 日本のガソリン税をはじめとする自動車燃料税の税率は、多くのOECD 諸国よりかなり低い(ガソリン税の場合、英・仏・伊・独より 30 円/L 以上低い)。その税率をさらに引き下げるとは説得力に乏しく、現政権が掲げる 2020 年の 1990 年比 25%削減という目標にも矛盾する。様々な研究機関の試算でも明らかのように、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率分が下がると、公共交通機関から自動車利用へのシフトを促し、CO2 排出増を引き起こす。自動車燃料諸税・自動車諸税の改革は、税率の維持・強化によって、CO2 排出増加を防ぎ、CO2 排出削減を促すことが

	可能となる。
vii)効果(期待される効果・税金の減収見込額)	1. CO2 排出削減 2. 省庁・政治への信頼向上
viii)その他参考となる事項	

提出者名	「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
題目	フロン税の導入
【御意見の内容】	
i)種別	<p>①新しい税制措置に係るもの</p> <p>②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>※どちらかに○印を付してください。</p> <p>ただし、フロン税の一部を地方税として導入することを否定するものではない。</p>
ii)税目	<p>①国税 (税目: フロン税 )</p> <p>②地方税 (税目: )</p> <p>ただし、フロン税の一部を地方税として導入することを否定するものではない。</p>
iii)関係法律条項	
iv)御意見の詳細	気候変動対応のため、温室効果ガスであるフロン類に対する課税を実施すべきである。
v)措置を必要とする期間	気候が安定化し、気候変動への対応が完結するまでの期間
vi)理由(必要性・妥当性)	地球温暖化への対応及びオゾン層保護の必要性のため。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>1. フロン類の排出削減</p> <p>2. 省庁・政治への信頼向上</p>
viii)その他参考となる事項	